(1)　(昭和21年2月1日第3種郵便物認可)

日本再興

なにわ発OSIPP通信

公益法人改革、百年の大計で

山内　直人・大阪大学教授

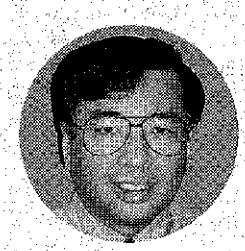

公益法人制度の抜本改革についての議論が進んでいる。公益法人とは、民法第三四条に基づいて設立された財団法人や社団法人のことで、その数は全国で二万六千法人にのぼる。

明治以来百年以上にわたり公益法人制度の大きな改革は行われず、また最近ではNPO法や中間法人法が制定されて、非営利法人に関する制度は複雑なパッチワークのようになってしまっている。

また、ディスクロージャーやガバナンスの弱さを背景に、KSD事件など公益法人を悪用したスキャンダルも後を絶たない。

税の議論不十分

こうしたなかで、本年三月に、公益法人制度の抜本的な見直しを行うことが閣議決定され、八月二日には、政府の行革推進事務局が「公益法人制度の抜本的改革に向けて」と題する論点整理を公表した。

この論点整理では、非営利法人制度のあるべき姿として、「簡便性」「客観性」「自律性」「透明性」「柔軟性」が求められるとした上で、適正運営のために、ガバナンス、ディスクロージャー、それに事後チェック主義が重要だとしている。

この論点整理は、議論のたたき台として有用であるが、整理が不十分な点も多い。

第一に、論点整理の対象が、民法法人や中間法人に限られていて、学校法人、社会福祉法人など民法の特別法として位置づけられている他の非営利法人をどうするか、はっきりしない点である。現行制度では、営利企業と比較して公益法人の方が制度上優遇され、社会福祉法人はさらに優遇されているなど、制度間の不公平は無視できず、非営利法人制度全体について、制度設計をゼロから見直すことが必要ではないだろうか。

第二は、今後大きな議論になると思われる税制上の取扱いについて、議論を先送りした点である。私自身は、法人制度と税制は完全に切り離し、税については、法人税の減免や寄付控除資格について、明文化された基準に照らして判断すべきだと考えている。

第三は、「現行のNPO法は民法の特別法としても独特の存在であるので、新たな基本的制度の中に発展的に解消される可能性が高い」とされているが、すでに七千以上のNPO法人が活動しており、公益法人との関係を原点に立ち返って議論しておく必要があるだろう。

民の力結集して

行革推進事務局では、来年三月中を目途に、改革大綱を策定する方針を表明しているが、時間的な制約から議論が消化不良になる恐れが懸念されている。

民間非営利セクターの今後の成長力を考えれば、新しい非営利法人制度は、百年のタイム・スパンを視野に入れて設計すべきであり、その検討は行政主導でなく、民の力を結集し、十分な時間とエネルギーを使って行うべきだと思う。

山内　直人教授　1963年阪大経済学部卒。大阪大学博士（経済）。企画庁を経て、92年に阪大へ。米イリノイ大客員フェロー、日本NPO学会理事・編集委員長などを歴任。専門は公共経済学。著書に「ノンプロフィット・エコノミー」「NPO入門」など。